

## 地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、羽曳野市が指定した事業者が地域住民に提供するサービスです。原則、羽曳野市の被保険者のみ利用できます。

利用にあたっては担当のケアマネージャーおよび各施設へ相談してください。

(注意)

※のある羽曳野市に所在の地域密着サービスは、羽曳野市の被保険者のみ利用できます（羽曳野市に住民票があり住所地特例対象施設に入所の方は除く）が、特別な事情があり羽曳野市以外の被保険者が利用を希望する場合は、内容により例外的に認める場合があります。利用を希望される場合は必ず事前にご相談ください。特別な事情があると認め、市町村間で協議のうえ利用できる場合は届出をしていただきます。また、羽曳野市の被保険者が他市町村の地域密着型サービスを利用する場合も同様です。届出しないで利用した場合は全額自己負担になりますのでご注意ください。

※羽曳野市の被保険者が羽曳野市以外の地域密着型サービスの利用を希望する場合は、羽曳野市にご相談ください。

※羽曳野市以外の市町村の被保険者が羽曳野市の地域密着型サービスの利用を希望する場合は、住所地の市町村にご相談ください。

介護サービス名等	介護サービス概要	介護サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	自宅で24時間訪問介護・看護サービスを受ける	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を受けられます。 ※要支援1・2と認定された方は利用できません。
地域密着型通所介護※	施設に行って支援やリハビリを受けたい	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りを受けられます。 ※要支援1・2と認定された方は利用できません。
認知症対応型通所介護※	認知症の方が通いで利用する	認知症の方が、日帰りに入浴、食事、機能訓練などのサービスを受けられます。
小規模多機能型居宅介護※	通い・訪問・泊まりを組み合わせ利用する	施設への通い（デイサービス）を中心としながら、必要に応じて利用者宅を訪問したり（訪問介護）、時には宿泊（短期入所）も行うサービスです。
認知症対応型共同生活介護※ （グループホーム）	認知症の方が在宅に近い暮らしをする	認知症で介護を必要とする方が、小規模かつ家庭的な環境の中で共同生活を営む住居において、食事・入浴・排泄などの日常生活の支援を受けられます。 ※要支援1と認定された方は利用できません。
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	小規模施設で介護サービスを受ける	定員が29人以下の小規模の特別養護老人ホームにおいて、日常生活に常時介護が必要で自宅では介護が困難な方が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活上の介護や機能訓練、健康管理などを受けられます。 ※要支援1・2と認定された方は利用できません。 ※平成27年4月から、新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。
看護小規模多機能型居宅介護※	小規模多機能居宅介護と訪問看護を1つの事業所より受ける	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアの提供を受けられます。 ※要支援1・2と認定された方は利用できません。